

## 静岡県耐震改修促進計画（第4期・令和8～12年度）案における御意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和7年12月19日(金)から令和8年1月16日(金)まで
- 2 意見件数等 7名から11件の御意見をいただいた。
- 3 意見区分等

区 分		内 容	件 数
A	御意見を踏まえて案を修正する	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正する場合	1件
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	案の修正はしないが、御意見を踏まえて取り組む場合	7件
C	業務の参考とする	現時点では意見を計画や取組に反映することは困難だが、今後の参考とする場合	3件
計			11件

### 4 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
1	P5 第2章 1 現状と課題 (1)住宅	耐震化は相当進んでいるものの、未実施が7.2%あることに十分留意が必要です。	B  耐震化率は令和5年時点で92.8%に達しており、令和7年度末には第3期計画の目標である95%の達成が見込まれます。 しかし、令和5年に国が実施した住宅・土地統計調査によると、耐震性の不足する住宅は約10万5,000戸残っており、今後も耐震化の取組が必要であると認識しています。第4期計画では、耐震性の不足する住宅をおおむね解消することを目標に施策を展開してまいります。

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方	
2	P11 第2章 1 現状と課題 (3) その他の建築物等	<p>耐震性のない小規模建築物（1,000㎡以下、3階建て以下などの非木造建築物）については、P11表2-12 市町補助制度創設状況を見ても、現状ほとんどの市町では取り組んでいない状況です。</p> <p>また、制度があっても補助金額が少なく、活用が不十分な状況です。</p> <p>市街地ではこのような建物が多く見受けられ、防災対策としても重要な課題だと思います。</p> <p>今回の計画案では、具体的な現状分析や支援制度などが見受けられません。</p> <p>（要望）</p> <p>耐震改修促進計画も何度か改定されていますので、そろそろ小規模な非木造建築物にもターゲットをあて中心市街地での防災対策という見地からも何らかの施策を望みます。</p>	B	<p>小規模建築物を含む耐震性能が不足する建築物の耐震化は、市街地の防災対策において重要な取組であることは認識しており、県では、市町が国の補助制度を活用した補助を実施できるよう制度を整えております。</p> <p>小規模建築物への補助制度は、御意見のとおり補助制度を創設している市町が少ないことから、建物所有者等が補助制度を活用できるよう取り組んでまいります。</p>
3	P11 第2章 1 現状と課題 (3) その他の建築物等  P17 第3章 1 支援制度 (3) その他の建築物等	<p>計画本文中に記載がある「危険なブロック塀」という表現はブロック塀があたかも危険なものであると県民が認識されることを憂慮致します。</p> <p>「危険なブロック塀」を「不適格なブロック塀等」若しくは「倒壊の危険性のあるブロック塀等」に変更いただきたい。</p>	A	<p>御意見を踏まえて「倒壊の危険性のあるブロック塀等」に修正します。</p>

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
4	<p>P12、14 第2章 2目標 (1)基本方針 (3)定性的な目標</p> <p>P16、17 第3章 1支援制度 (1)住宅 (2)建築物</p>	<p>第3期の耐震化率の目標がおおむね達成できるということ、静岡県が熱心に取り組んできた結果だと感謝いたします。また、令和7年度で木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」が終了となることが決まっていたところ、新たな取組が始まるということで安心しました。</p> <p>「TOUKAI-0」によって耐震診断が行われた住宅の所有者は高齢の場合が多く、なかなか改修工事に進まない現状があります。また、中には、高齢の親が所有している住宅で、子や孫からの依頼で耐震診断を行い、住宅を解体する理由として耐震性が無いことで親を説得したいというケースも有りました。</p> <p>今後の県の取組の内容で、2000年問題を考慮していただいたことは、大変良かったと思います。震災後の継続使用は課題となると思いますが、命を守る最低限のこと（耐震シェルターや耐震ベッドの設置）に対してだけでも補助があると安心できると思います。これらは、やはり、詳しい状況が把握できる市町も連携して行っていただけると良いと思います。</p> <p>沿道建築物については、耐震診断に係らせていただきましたが、ほとんどの建物で耐震性が無いことが確認できました。しかしながら、こちらも所有者は高齢者が多かったため、耐震改修が進んでない現状があると思います。</p> <p>今後も根気強く、沿道建築物の耐震化の重要性について説明をしていただき、有事の際に備えていけるよう、取り組んでいただけたらと思います。</p>	<p>B</p> <p>高齢などによる資金不足や跡継ぎ不在のため耐震改修が難しい方々にも取り組みやすいよう、今年度制度拡充した耐震シェルターや防災ベッドに加え、住宅の部分補強などの新たな減災化メニューを追加するなどして、耐震化と減災化を両輪で推進してまいります。</p> <p>沿道建築物については、対象棟数が限られていることから、個別訪問等により耐震化に係る阻害要因や要望等を所有者等と意見交換しながら、具体的な方策を所有者等とともに検討するなどし、耐震化に取り組んでまいります。</p>

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
5	P14 第2章 2目標 (3)定性的な 目標	<p>今回の計画案の対象が、2000年基準以前の木造建築物や経年劣化等が進んだ建築物まで対象が広がっていますが、2000年基準以前の木造建築物については、「精密な耐震診断や必要な耐震改修を実施し安全性確保を目指す」といった内容で対象建築物の数値目標もなく、経年劣化については、「新築時は耐震性能が確保されていても、時間の経過とともに、ひび割れや変形、老朽化などの経年劣化による耐震性能の低下が懸念されるため、定期的な調査により劣化状況を把握し、必要な対策を講じるなど適切なメンテナンスにより、安全性確保を目指す」といった内容でどちらも余りにも漠然とした目標のため、この5年間で、どの程度のターゲットに対して、どのような成果を目指しているかももう少し具体的なイメージがあるようでしたらお示しください。</p>	C <p>2000年基準以前の木造建築物および経年劣化が進んだ建築物については、耐震改修促進計画において現在は定性的な目標として、周知・啓発することとしており、具体的な数値目標は設けておりません。</p> <p>2000年基準の木造住宅については、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」が公表されており、これを活用することで所有者等が自ら耐震性能を客観的に検証することが可能となっており、それらを周知することで安全性の確保を目指してまいります。</p>
6	P14 第2章 2目標 (3)定性的な 目標  P20 第3章 2啓発及び知 識の普及 (3)その他周知 及び啓発す る事項	<p>新耐震基準での減災効果を地域の実情も踏まえて専門家とともに評価、確認のうえ、再検討し、その結果によっては、新たな施策の検討も視野にいれるべきではないでしょうか。</p> <p>第5次被害想定での被害をどの程度軽減できるか、最新の知見も加えて検討し、一定の効果が見込まれるのであれば、新耐震基準対応の耐震診断についても検討をすべきではないでしょうか。</p>	B <p>新耐震基準の減災効果に関しては、現在策定中の第5次被害想定において検討を進めており、その結果を踏まえて施策を検討してまいります。</p>

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方	
7	P15 第2章 2目標  P17 第3章 1支援制度  P21 第3章 2啓発及び知 識の普及	<p>「空家」に関する記述がやや不足しているように思います。</p> <p>持ち主が不明、もしくは遠隔地で老朽化が進み管理が不十分と思われる建物で、道路沿い、または隣に建物があるものは倒壊した場合、所有者のみならず、他にも悪影響が及ぶため、行政指導、助成等により建物の安全性をより積極的に確認するための仕組みの構築について検討すべきではないでしょうか。</p>	B	<p>空き家に対する行政指導などの取組については、空き家事業の所管課と連携しながら、引き続き検討を進めてまいります。</p>
8	P16 第3章 1支援制度 (1)住宅	<p>プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業による助成 木造住宅：部分補強の助成金の増額（100万円）</p>	B	<p>県は令和8年度から、住宅の部分補強等の減災化メニューに対する補助制度を拡充してまいります。</p>
9	—	<p>耐震補助金はこの時期にきて駆け込み需要でパンパンなのに結局制度は終わらないのですね。耐震化率が100%でない以上、必要な制度とは思いますが早期に耐震補強をした者にとっては（妻の実家など）損な判断だったかもしれません。</p>	C	<p>県では、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」を平成13年度から開始し、今年度末を総仕上げとして取り組んでおり、この間28,000件以上の木造住宅の耐震化に補助を実施してきました。令和5年に国が実施した住宅・土地統計調査の結果によると、耐震性の不足する住宅は約10万5,000戸であり、引き続き耐震化の取組は必要であると考えています。</p>

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
10	—	<p>制度を続けるのならば実績報告の方法をもっと簡素化すべきです。金物の全数撮影は馬鹿げています。それなら工事監理を徹底した方がいい。ただしその場合は工事監理費用にも補助金を交付し施工業者や申請者に工事監理の重要性を周知する必要があると思います。</p> <p>また補強計画を審査する職員もそれなりの技術者を配置すべきです。話の通じない職員が多すぎます。</p> <p>現在各市町で補助金交付申請方法が全く異なるので毎度調べるのが大変です。申請方法を統一すべきです。</p> <p>また補助金交付申請の後に補強計画結果報告など何度も申請するのは煩わしい。富士宮市のやり方がいい。</p>	<p>B</p> <p>補助申請等に関する御意見につきましては、事業主体である市町へ情報提供するとともに、申請手続きの合理化を検討してまいります。</p>
11	—	<p>数値目標（耐震化率）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅：第4期計画目標数値の中で、81年以降も県内一部地域において「確認申請域外」が多数あるため、新耐震に合致していない建物が多数あるため、実数的な考慮が必要と考えられる。</li> </ul>	<p>C</p> <p>「確認申請域外」が多数あるため、新耐震に合致していない建物が多数ある」との御意見については、都市計画区域外の一定規模以下の確認申請が不要となる建築物のことを指すものと思われませんが、本県においては建築基準法第15条に基づき工事着手前に提出いただく建築工事届に壁量計算書の添付を義務付けており、構造上の確認を実施しております。</p>